

別記第7号様式(第15条関係)

平成30年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

平成31年3月12日

北海道知事

高橋 はるみ 殿

住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
氏 名 新ひだか町
新ひだか町長 大野 克之

平成30年4月2日付け環エネ第472号指令をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金に係る交付金事業の成果の評価について、北海道電源立地地域対策交付金等交付要綱第15条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

I. 事業評価総括表

(単位：円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備考
1	地域活性化措置	静内保育所等運営事業	新ひだか町	34,196,001	32,987,000	

II. 事業評価個表

番号	措置名	交付金事業の名称		
1	地域活性化措置	静内保育所等運営事業		
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		新ひだか町		
交付金事業実施場所		日高郡新ひだか町静内緑町、東静内		
交付金事業の概要		安心して子育てができる保育環境を提供するため、町内の常設保育所(静内保育所、東静内保育所)の体制を維持します。保育士等(保育士7名、栄養士1名)の人件費(4月～2月分)		
総事業費	34,196,001	交付金充当額	32,987,000	
		うち文部科学省分 うち経済産業省分	32,987,000	
交付金事業の成果目標		<p>新ひだか町では、平成21年度まで静内保育所、山手保育所、東静内保育所の3つの常設保育所を運営しておりましたが、民間による認定こども園ができたことにより、平成22年度からは山手保育所を廃止し、静内保育所と東静内保育所の2ヶ所の常設保育所で乳幼児の保育サービスを提供しています。</p> <p>近年、急速な少子化の進行や母子家庭、共働き世帯の増加など家庭や地域を取り巻く環境の変化等により、子どもの保育や教育に対する需要が多様化し、次代を担う乳幼児、児童たちが健やかに生まれ育つ環境づくりが重要となっています。</p> <p>このことから、本交付金事業により子ども達の健やかな育成対策を積極的に推進し、子育て世代が安心して子どもを預けることができる環境を提供することで、地域福祉の向上を図るものです。</p>		
交付金事業の成果指標		子育て家庭が安心して子どもを預けることができる保育環境を提供するために必要な町内常設保育所の保育士等8名の体制維持のため、本交付金を人件費に充当し、平成29年度に引き続き平成30年度においても保育サービスを提供します。		
交付金事業の成果及び評価		本交付金を活用(4月～2月分の保育士等の人件費)することで、町内の常設保育所の保育士等を確保することができ、子どもたちの健やかな成長はもとより、子育て家庭が安心して子どもを預けることができる環境を提供することが出来ました。今後においても、子どもたちの受け入れ環境を充実させ、時代の変化に対応した福祉サービスの提供に努めていく予定です。		
交付金事業の契約の概要				
契約の目的		契約の方法	契約の相手方	契約金額
保育士等の人件費		雇用	保育士7名、栄養士1名	34,196,001
成果及び評価に係る第三者機関等の活用の有無				
無				
交付金事業の成果の再評価を行う場合の予定年度		平成33年度		

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の成果目標の欄は、発電用施設周辺地域整備法第1条に規定する同法の目的の趣旨を踏まえて具体的に記載すること。

(4) 交付金事業の成果指標の欄は、成果目標を踏まえて定量的な指標を記載すること。

(5) 交付金事業の成果及び評価の欄は、進捗度、利用量並びに効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(6) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。

(7) 成果及び評価に係る第三者機関等を活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。